



定期第 3 3 1 号 令和 3 年 6 月 4 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 9 0	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
3 9 1	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
3 9 2	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	障がい福祉課
3 9 3	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
3 9 4	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
3 9 5	同	同
3 9 6	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
3 9 7	同	同
3 9 8	同	同
3 9 9	同	同
4 0 0	同	同
4 0 1	公共測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
4 0 2	同	同

徳島県告示第三百九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	指定居宅サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
株式会社ウエルフエア虹の橋	合同会社ラシエイド	徳島市八万町法花谷一八二番地一	ラシック訪問看護ステーション徳島	徳島市八万町法花谷一八二番地一	同 中島田町三丁目四七番地三	訪問看護	令和三年三月十二日	令和三年五月一日
			デイサービスベルサイユ	同 中島田町三丁目六番地三	同 中島田町三丁目四七番地三	通所介護	同 二十九日	同 四月三十日

徳島県告示第三百九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	合同会社ラシエイ ド	所 在 地	徳島市八万町法花谷二八 二番地一	指定介護予防サービス事業を行う事業所	名 称	ラシック訪問看護 ステーション徳島	所 在 地	徳島市八万町法花谷二八二 番地一	サービスの 種 類	介護予防訪 問看護	廃止の届出 の受理日	令和三年三月 十二日	廃 止 年月日	令和三年五月 一日
---------------	-----	---------------	-------	---------------------	--------------------	-----	----------------------	-------	---------------------	--------------	--------------	---------------	---------------	------------	--------------

徳島県告示第三百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社 e・Face	阿波市市場町上喜来字井ノ坪四九六番地二	就労サポートめぐり学舎	阿波市市場町上喜来字井ノ坪四九六番地二	B型 就労継続支援	令和三年四月一日
R株式会社	板野郡上板町椎本字椎ノ宮二四 番一	B A S E	板野郡上板町七條字門田五七番地一五	同	同
株式会社 E E K A	徳島市東吉野町二丁目三二番一号	笑々花	徳島市東吉野町二丁目三二番一号 G R A N D F R O N T 東吉野一 F	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型	同 五月一日
特定非営利活動法人あかねの和	名西郡石井町藍畑字高畑一六六番地の三	とおりゃんせワールド	名西郡石井町藍畑字高畑一六六番地の一	生活介護	同
株式会社グルーヴ	徳島市北沖洲三丁目九番六七号	ライフケアほのか	徳島市北沖洲三丁目九番六七号	同	同

徳島県告示第三百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和三年六月四日から同年十月四日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ホームセンターコーナン徳島八万店  
 所在地 徳島市八万町大野二二八―三ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社NOB JAPAN	大阪府中央区心斎橋筋二丁目一番六号	延田 尚弘
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和三年十二月二十三日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 一、九八三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要						
	施設に関する事項	駐車場	位置	駐輪場	位置	収容台数	縦覧に供する添付書類に示すとおり
施設の運営方法に関する事項	管施設	廃棄物等の保	面積	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五十九平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五十七台			
		容量	縦覧に供する添付書類に示すとおり	十六立方メートル			
		小売業を行う者の開店時刻	午後九時四十五分				
		小売業を行う者の閉店時刻	午後六時十五分				
施設に関する事項	乗客が駐車場を利用することができる時間帯	午前六時から午後十時まで					

	駐車場の自動		一箇所
	車出入口	出入口の数	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	
		午前六時から午後十時まで	

二 届出年月日

令和三年四月二十二日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和三年六月四日から同年十月四日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称  
上福井土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
監 事	吉 本 佳 之	阿南市那賀川町工地一九七

徳島県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

吉野川土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	矢野満夫	鳴門市撫養町木津四二九
同	横井末廣	同 大津町備前島一 二、一 二二二
同	中川昇	板野郡松茂町笹木野字山南八五
監事	傳藤一	徳島市応神町古川字北一一五一



徳島県告示第三百九十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町内山字井ノ元五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字井ノ元五（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百九十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

三好市西祖谷山村重末二一〇、三七六、三七七、三七九の一、三七九の二、三八〇の一、三八〇の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
重末二一〇・三八〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百九十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町鬼籠野字元山六九九の一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字元山六九九の一の二（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百九十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市木屋平字弓道四五五から四五七まで、四六四、四七三、四七四

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四百号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市木屋平字川上七六七、七六八、七七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四百一号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、令和二年徳島県告示第五百五十五号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年三月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第四百二号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、令和三年徳島県告示第六十三号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年三月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門